

三 日本の国家像

我々が守ろうとする「日本」とは、どのような国家なのでしょうか。

「国家」は、そこに居住する国民によって構成され、その国民が自ら選択した政治・経済・外交・国防及び社会の体制に基づき、国民自身が運営します。

従って、これらの体制の実情を把握できれば、日本の「国家像」が明らかになります。

特に、国家の根幹となる「政治体制」の変遷を知っておくことが重要です。

四方を海に囲まれた我が国は、「縄文時代」、「弥生時代」を経て、三世紀の「卑弥呼」の時代には「邪馬台国」その他の「クニ」が、畿内から九州にかけて点在していたと推定されます。やがて、五世紀から六世紀にかけて「明日香」を中心とした地域に強力な豪族が台頭する中で、対抗部族の「物部氏」を倒した「蘇我氏」が権力を専横します。「蘇我」一族は権力の更なる掌握のため、国主としての「天皇」一族との姻戚関係強化を図り、その中から「聖徳太子」が出現されて官僚制度に基づく「中央集権国家」の確立を試みられたことは、先に述べたとおりです。

国家としての中央集権基盤が脆弱くやうじくだった七世紀初頭において、「聖徳太子」の理想は挫折しますが、「蘇我氏」の横暴を根絶した「大化の改新（六四五年）」によって、我が国は「天皇」を頂点とする「律令国家」への道を邁進まいしんします。

国民の数が少なかった六世紀当時、「明日香」を中心とした狭隘な土地に「都（京）」を設けたものの、人口の増大に従って、地方を統治する機構の充実が必要となり、「藤原京（六九四年）」を最後に、「明日香」を離れ、「平城京（七一〇年）」、「平安京（七九四年）」と遷都を重ね、「京都」に基盤を置く「都」は江戸時代末まで存続しました。

この間、天皇が直接政治を司つかさどる「天皇親政」は、「平城京」に「都」を定め

た「奈良時代」の初期までで、それ以後は「藤原氏」が勢力を拡大し、「平安（平安京）時代」には「藤原氏」を中心とした「摂関政治」が、また、武士の「平氏」が「藤原氏」に替わって台頭した「平安時代末期」からは政治に武家勢力が権力を発揮するようになります。その後、二大武家集団の権力闘争において「平氏」を滅亡させた「源氏」が、武士による「幕府」を鎌倉の地に開設します。この「鎌倉時代」から「徳川幕府」の「江戸時代」までは「武家政治」が我が国の「政治体制」だったのです。

「京都」に「都」を定めた、約一、一〇〇年間には、後醍醐天皇による「建武の中興」としての「天皇親政」があったものの短期間で終焉し、その他の時代は、「天皇」を頂点とする中央集権政治とは程遠い、貴族による「荘園」管理、武士による「領国」統治が行われ、「天皇」は「官位」付与権者としての「象徴的」な地位に留まることとなりました。

我が国の歴史の特徴は、行政を司る最高権力者としての「太政大臣」、「関白」、あるいは「征夷大將軍」を任命する立場の「天皇」が、世襲を重ねてその命脈を現代まで継承し、最高権力者をも含めた国民が、この存続を尊重してきた点にあります。

古代の揺籃期よつらんきにおける「天皇親政」が終わった後は、「藤原氏」、「平氏」、「源氏」、「北条氏」、「足利氏」、「織田氏」、「豊臣氏」、「徳川氏」等の権力者が盛衰せいすいしましたが、「象徴的立場」としての「天皇」は消滅しませんでした。

むしろ、時代の変革の節目には、「天皇」に「宣言（せんげん）（詔（みことづかひ））」を求め、また、「江戸時代末」に「武家政治」が終焉しゅうえんするに際しては、「徳川將軍家」からの「統治権力」の返還が、「大政奉還」の形で「天皇」に対して行われました。

これは、歴代「天皇」が「国民の安寧（あんねい）（異変のないこと）」を最優先して祈念されてきた姿勢が、現実の権力闘争を超越した立場と相俟あいまって、「象徴」として「尊重」されてきた証あかしだと云えます。

西欧を中心にした歴史において、「政治体制変化のうねり」が、「絶対主義」から「議会制民主主義」に移行していった時代に、「明治維新」を迎えた我が国

は、西欧の「近代政治体制」を取り入れるに当たり、極めて慎重に政治改革を推し進めました。

「徳川幕府」の「幕藩体制」が、二百諸侯による地方自治であったがために、明治新政府は明治四年（一八七一年）、「廃藩置県」に踏み切りましたが、「憲法」と「議会」の導入には十分な年月を費やしたのです。

結局、憲法発布を明治二十二年（一八八九年）、帝国議会召集を明治二十三年（一八九〇年）に実現したのでした。

絶対主義的な「武家政治」を終わらせ、近代化を図る過程で、明治政府が「立憲君主制」の「議会制度」を選択したのは、極めて卓見たっけんだったと云えます。

何故ならば、「明治維新」後に導入した「議会制度」は、「太平洋戦争（我が国呼称：大東亜戦争）」敗戦後の占領下において、「議会制民主主義」を選択し確立する素地となったからです。

戦後、「自由民主主義」の下での「議会制民主主義」の政治体制を選択した我が国の決断が正しかったことは、第四章で述べたとおりです。

ただ、現「憲法」に関しては、戦後の混乱期、占領下にあつた我が国が、GHQ（連合国司令部）の指導影響の下で極めて短期間に制定発布したために、「明治憲法」が二十二年間を掛けて慎重に制定された経緯と比較したとき、極めて「急場しのぎ」の作業だったとの「謗りそし」を払拭はらいつくできないまま、今日こんにちに至っているのです。

「議会制民主主義」を採り入れ、「法治国家」としての「政治体制」を堅持する以上、戦後六十有余年を経て、現実的でない「憲法」条文内容については、これを「改正する勇氣」が、いま国民に求められていると云えます。

次に、「国家自存」の基盤となる「国防体制」について、近代の歴史的経緯を理解しておく必要があります。

「明治維新」を経験した我が国が、「近代化」に邁進まいしんした十九世紀中葉、一等国としての西欧列強を追い、肩を並べる為に、「富国強兵政策」を採り入れた結果、「産業革命」の先端技術の導入によって、短期間で「産業構造」の近代化を果たし、更には、軍隊装備の近代化をも果たしたのです。

限られた「予算」の中で、大陸からの「脅威」に対抗する為、装備の近代化を図った陸海軍は、日清・日露の両戦争に勝利することになります。しかしながら、両戦争の勝利の陰で肥大化した陸海軍、とりわけ陸軍が「憲法」の規定

を無視して「統帥権」を楯に自説を無理押ししたことが、結局、日米開戦を誘発させたことは不幸の極みでした。

軍部の強大化と並行した形で生じた、五・一五事件（昭和七（一九三二）年）、永田鉄山陸軍省軍務局長（少将）惨殺事件（昭和十（一九三五）年）、二・二六事件（昭和十一（一九三六）年）等で表面化する一部の過激軍人によるテロ行為、あるいは、テロ軍事行動が、政治家の「言論」を封殺し、あるいは、萎縮させたが為に、満州事変（昭和六（一九三二）年）に引き続き日華事変（昭和十二（一九三七）年）への拡大を抑制できなかったのも事実です。この政治風潮が、A B C D（米・英・中・蘭）による経済封鎖を招き、やがて、仏印進駐（昭和十五（一九四〇）年）を強行させ、結果として、日米開戦（昭和十六（一九四一）年）へと傾れこませることとなり、軍事行動に歯止めを掛けることができなかった事実を確り記憶に留めておくべきです。

敗戦を契機として、連合国の占領下にあった我が国は、国家の安全保障を連合国に委ねたまま、「戦力放棄」を謳う「憲法九条」の主旨に従って、軍勢力を保持しない期間が五年程続きました。被占領国としての我が国は、「自存」する為の「安全保障政策」を放棄せざるを得なかったのです。

この背景には、未曾有の惨禍をもたらした第二次世界大戦がようやく終結し、世界に「平和」が到来したとの喜びが、地上に戦争は再び起こらないとの、「樂觀」と、「願望」とにすり替わり、「この「希求的平和主義」がGHQの占領担当部署の大半を占め、我が国の「憲法」制定にも大きく影響したことが、当時の米軍関係者の証言として残されています。

この「希求的平和主義」が、米ソ間の「冷戦」によって不安視される中、昭和二十五（一九五〇）年六月、朝鮮戦争が勃発したのです。

この不測の戦争勃発は、我が国の占領行政を一変させることとなります。

戦後、我が国においても「共産革命」の動きがあったことは、第五章一項で述べたとおりです。

共産主義との闘いとして生じた「朝鮮戦争」に、我が国の国内情勢を危惧した占領連合国司令官マッカーサーは、昭和二十五年七月八日、「警察予備隊」創設の基となる「マッカーサー書簡」を發出します。

「日本の良好な社会秩序を維持し、不法な少数者によって乗ずる隙を与えないため、七万五千名からなるNational Police Reserve を設置するとともに、海上保安庁の現有保安力に八千名を増員するよう必要な措置を講ず

ることを認可する」

(昭和戦後史「再軍備の軌跡」読売新聞社刊 三五頁抜粋)

この書簡に記述された「National Police Reserve」の用語が、そのまま「警察予備隊」との呼称になったのです。

「戦力」を放棄させる「憲法九条」を半ば強制的に押し付けてから、僅か三年後には、治安維持を目的とした武装部隊の創設を、「認可する」との形式で強制したことは、占領政策が北東アジアの軍事情勢を正しく反映したものでなかった事実を明らかにしています。

被占領時代、GHQが「理想主義」に走るあまり強制付与した「憲法九条」と、新たな戦争勃発に対応して急遽強制した「武装部隊の創設」とが、二律背反するために、その後の「安全保障政策」で国内混乱を招きました。

国家「自存」の根幹となる「国防政策」は、国民が等しくこれを理解するの
が国際常識であるにも拘らず、いままで、「国防」に関して国民の間にその重要性を理解した上での意思統一ができない現状は、国家の「自立・自存」意志を自ら貶めていると云わざるをえないのです。

その後、「警察予備隊」は、我が国が独立を果たした昭和二十七年(一九五二)年八月、「保安庁」発足と同時にその管轄下に置かれ、同年十月、「保安隊」と改称されます。翌二十八(一九五三)年四月には、「保安大学校(現、防衛大学校)」が開設され、同年九月、「保安隊」が「自衛隊」と改称されました。

この改称の背景には、「警察予備隊」が米軍の要求で「国内治安維持」を目的としたのに対して、「自衛隊」は、昭和二十八年九月、吉田茂首相(当時)と重光葵^{まもる}改進黨總裁(当時)との合意に基づき、「直接侵略に対処する部隊」と位置づけられた事実がありました(「再軍備の軌跡」 三五七頁 抜粋)。

「警察予備隊」と「自衛隊」との違いを端的に示すエピソードがあります。

占領終了と同時に締結された「日米安保条約」を「相互的」な内容に改定する日米交渉が終盤を迎えた昭和三十五(一九六〇)年、岸信介内閣(当時)の

日米交渉に反対する大規模デモ(所謂「六〇年安保闘争」デモ)が国会を取り

困りました。この大混乱による危険を排除するため、自衛隊に対する「治安出動」が政府内で検討された際、赤城宗徳むねのり防衛庁長官（当時）は、「自衛隊が守るべき国民に銃を向けることは、その目的に反する」として出動に反対しました。その後も、自衛隊が国民に対して銃を向けることはありませんでした。

多くの諸外国で、デモ鎮圧の為、国軍が発砲する映像を観るとき、我が国の自衛隊が「国民の生命財産を守る」存在であることを認識させるエピソードであり、「自衛隊」の設置目的を明確にしているこの考え方は、正しく継承すべきなのです。

この「自衛隊」は、近年、国内外での活動が国民の間で正当に評価され、世論調査では八〇%以上が存在に賛成しているのですが、現行「憲法」には、「自衛隊」の保持を規定する条文がありません。

戦後の混乱期における「憲法制定」の経緯を勘案するならば、この現実を考慮した上で、「憲法」を改正し、「国軍」としての「自衛隊」の存在とその地位を明確にする時期を迎えているのです。

以上のような、国家の基盤となる「政治体制」の変遷と、近世における「国防体制」の状況を考慮したうえで、

日本の現状は、

国民 〓 天皇を象徴として戴き、日本国籍を有している約一億二、七〇〇万人が居住している。法律により、国旗を「日の丸（日章旗）」、国歌を「君が代」と定めている。

政治 〓 自由選挙によって選ばれた議員（日本国籍を持ち、一定の条件を満たした被選挙者）で構成する衆議院、参議院の二院制の下で、議会制民主主義により立法され、その法律に従って国を運営している。政府は議員の中から選出された総理大臣（首相）と関係閣僚等で構成され、行政を司つかさどっている。また、司法は最高裁判所長官の下で独立して裁判業務を執行している。

こうして、立法・行政・司法の「三権分立」が確立している。

経済 〓 資本主義による自由経済を基調に据えている。

資源に乏しい為、高度な工業技術開発に努め、工業生産原料の確保に苦心しながらも貿易による経済力強化を図っている。

米国に次ぐ世界第二位（注：二〇一〇年、躍進著しい中国に抜かれ、GDPで三位になった）の経済力を維持している。

外交

＝ 国連に加盟し、その国連分担金は世界第二位である。

現在の常任理事国五ヶ国に加え、新たな常任理事国の設置に向けた努力を促進しながら新常任理事国入りを模索しているものの、加盟各国の思惑もあつて実現には至っていない。

全方位外交（北朝鮮、台湾等一部とは政治上の関係で一定の距離を置く）を基本として国際協調に努め、政府開発援助（ODA）では、二十二年度当初予算（一般会計）で約六、一八七億円を充当している。

国防

＝ 「憲法九条」の解釈で全国的な合意を形成できぬまま、志願制の自衛隊（外国からは軍隊の扱い）を保持し、軍事同盟として「日米安全保障条約」を国防の基軸に置いている。

自衛を対外的に強調するため、国連憲章が認める「集団的自衛権」は保有するもの行使しない立場をとっている。

先の大戦中に「侵攻」した周辺諸国への配慮から、一方的に「専守防衛」・「非核三原則」を表明し、「武器輸出三原則」によって武器輸出に際しても自制している。

また、戦前の現役軍人による陸・海軍大臣制度が多くの弊害を生み、戦争の誘因となった反省を踏まえ、防衛大臣を「文民」と定めた「文民統制」を厳守している。

二十二年度の防衛費は四兆六、八二六億円、予算全体に占める割合は五・一％である。

社会

＝ 憲法の下での「自由」と「平等」に関する国民の権利（人権）が保障されている。

自由民主主義に立脚した社会保障制度によって、最低の生活保障（生活保護）をはじめ、教育・保健衛生等の保障が確立している。

なお、少子高齢化が年々現実味を帯びており、労働力の減少が社会保障関係費を圧迫すると懸念されている。

更に、近年の世界的な経済不況の煽りを受けた労働弱者が急増し、

大きな社会問題になっている。

二十二年度の社会保障関係予算は二七兆二六八六億円、予算全体に占める割合は、約二九・五%である。

こうした我が国の現状からは、次の「国家像」が描かれます。

「 天皇（立憲君主に近い）を象徴とする日本国籍民族が居住し、自由民主主義の下での議会制民主主義による政治体制にある。

資源小国の為、国際協調を重視して全方位外交に努める一方、国連加盟国として分担金の負担でも貢献（世界第二位）するとともに、新常任理事国入りを企図している。

資本主義による自由経済を促進しながら、資源に乏しい為、高度な工業技術製品による海外貿易に依存した経済政策を採っている。

経済力では国民総所得（GNI）で世界第二位（注：二〇一〇年度第三位）となっている。

平和憲法の下で武力行使を制限（専守防衛）した志願制の自衛隊を必要最小限（防衛費をGNIの1%程度に自己抑制）の規模で保持し、自衛力の不足を補完する為、米国と安全保障条約を締結している。

軍事同盟としての「日米安保条約」の実運用において、国連憲章で認める「集団的自衛権」の行使を自主的に抑制する一方、「非核三原則」で放棄した「核戦力」は米国に依存（核の傘）している。

国民の基本的人権は憲法によって「自由」・「平等」が保障されており、自由民主的な開放社会の体制にある。

特に、社会保障制度は年々充実（社会保障費は予算の約三割）される傾向にある。」

「日本」なのです。